

取引参加料等に関する細則

取引参加料等に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第11項及び第138条第1項の規定に基づき、取引参加料等（取引資格取得料、名義変更手数料、取引参加料及びその他本細則に定める手数料をいう。以下同じ。）及び取引参加者保証金に関し必要な事項を定める。

(取引資格取得料)

第2条 業務規程第111条に規定する取引資格取得料の額は、1商品市場ごとに1,000万円とする。ただし、アルミニウム市場については、当面の間、500万円とする。

(名義変更手数料)

第3条 業務規程第111条に規定する名義変更手数料の額は、100万円とする。

(取引参加料)

第4条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。

(1) 定額参加料

イ 受託取引参加者

1商品市場ごとに月額6万円。ただし、中京石油市場については、月額4万円とする。

ロ 市場取引参加者、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者

1商品市場ごとに月額5万円。ただし、中京石油市場については、月額3万円とする。

(2) 売買約定に係る定率参加料

イ エネルギー市場

(イ) ガソリン、灯油及び軽油

現物先物取引

売又は買1枚につき 59円

現金決済先物取引

業務規程第76条第1項第1号に掲げる商品

売又は買1枚につき 59円

業務規程第76条第1項第2号に掲げる商品

売又は買1枚につき 20円

(ロ) 原油

売又は買1枚につき 74円

(ハ) 電力

東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力

売又は買1枚につき 146円

東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力

売又は買1枚につき 49円

ロ 中京石油市場	
(イ) ガソリン	売又は買 1 枚につき 20 円
(ロ) 灯 油	売又は買 1 枚につき 20 円
ハ アルミニウム市場	
アルミニウム	売又は買 1 枚につき 59 円 (2010年10月27日から休止)

(ギブアップ手数料)

第5条 業務規程第28条及び第31条の規定に基づき成立したギブアップに係る手数料(以下「ギブアップ手数料」という。)は、売又は買1枚につき5円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる商品のギブアップ手数料は、当該各号に定める額とする。

(1) 中京石油市場におけるガソリン及び灯油並びにエネルギー市場における現金決済先物取引のうち業務規程第76条第1項第2号に掲げる商品

売又は買1枚につき 2円

(2) エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力

売又は買1枚につき 15円

(過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料)

第6条 業務規程第98条に規定する過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料は、過誤のある売買注文により成立し、取消した売買約定1件につき、システム売買実施細則第14条に規定するサーキットブレーカー幅の当初値幅に、取引単位の倍率を乗じて得た額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(システム利用料)

第7条 システム利用料(業務規程第6条に規定する取引参加者端末の使用に係る手数料をいう。)の額は、各取引参加者が使用する売買システム施設(サブ参加者コード、ユーザID及びTarget IDをいう。)の種類に応じて定める額とし、当該区分及び額は、別紙に定めるとおりとする。

(取引参加料等の減免等)

第8条 第2条から前条までの規定にかかわらず、当社が、商品市場の活性化のためその他特に必要と認める場合は、当社の定めた制度に基づき、取引参加者に対し、取引参加料等の減免又は報奨金の支払いを行うことができる。

(取引資格取得料及び名義変更手数料の納入)

第9条 取引資格取得料及び名義変更手数料は、当社の請求に基づき、取引資格の取得又は追加取得の承認を受けた日から30日以内（当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内）に、当社が指定する方法により納入するものとする。

(取引参加料の納入)

第10条 定額参加料は、毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、当社の請求に基づき、半期分ずつ、その期の初月の当社が指定する日までに、当社が指定する方法により納入するものとする。

2 事業年度の途中で取引資格を新規取得した場合における取得した日の属する半期分の定額参加料は、取得した日の属する月から算定し、当社が指定する日までに納入するものとする。

3 事業年度の途中で次の各号に該当し、定額参加料が増額する場合は、該当することとなった日の属する月の前月までは増額前の定額参加料を適用し、該当することとなった日の属する月から増額後の定額参加料を適用し、当社が指定する日までに納入するものとする。

(1) 取引資格の追加取得

(2) 取引参加者の種類の変更

4 事業年度の途中で取引資格を全部喪失した場合は、喪失した日の属する月の翌月から喪失した日の属する半期の末月までの定額参加料の既納入額について、当社から返付を受けるものとする。

5 事業年度の途中で次の各号に該当し、定額参加料が減額する場合は、該当することとなった日の属する月までは減額前の定額参加料を適用し、該当することとなった日の属する月の翌月から該当することとなった日の属する半期の末月までは減額後の定額参加料を適用し、当社から既納入額との差額の返付を受けるものとする。

(1) 取引資格の一部喪失

(2) 取引参加者の種類の変更

6 当社が新たな商品市場を開設し、又は休止市場のいずれかの上場商品構成品の立会を再開した場合における開設又は再開した日の属する半期分の当該商品市場に係る定額参加料は、開設又は再開した日の属する月から算定し、当社が指定する日までに納入するものとする。

7 当社が商品市場を閉鎖し、又は商品市場を構成するすべての上場商品構成品の立会を休止した場合は、閉鎖又は休止した日の属する月の翌月から閉鎖又は休止した日の属する半期の末月までの当該商品市場に係る定額参加料の既納入額について、当社から返付を受けるものとする。

8 売買約定に係る定率参加料は、売買約定が成立した日が属する月の翌月20日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。）に、当社が指定する方法により納入するものとする。

9 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により取引参加料を納入するものとする。

(ギブアップ手数料の納入)

第 11 条 ギブアップ手数料は、付替先取引参加者が、ギブアップが成立した日の翌月 20 日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。）に、当社が指定する方法により納入するものとする。

2 業務規程第 32 条の規定に基づくギブアップの取消しにあっては、付替先取引参加者は、当該取引に係るギブアップ手数料の既納入額について、当社の指定する日に当社から返付を受けるものとする。

(過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料の納入)

第 12 条 過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料は、当該売買約定の取消しの申出を行った取引参加者が、当社の請求に基づき、当社が指定する日までに銀行振込その他の当社が指定する方法により納入するものとする。

(システム利用料の納入)

第 13 条 システム利用料は、当社が指定する方法により納入するものとする。

(取引参加者保証金)

第 14 条 業務規程第 138 条に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 当社の直前の事業年度末における当該取引参加者の取引参加者料等のうちシステム利用料（別紙 1 (2) 及び (3) を除く。以下この号において同じ。）の月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、当該取得した時点において算出したシステム利用料の月額）

(2) 次のイ及びロに掲げる事業年度の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 当社の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加者料等のうち、定率参加料及びギブアップ手数料の平均月額の 2 か月分の合計額

ロ 新たに取引資格を取得（業務規程第 114 条に規定する取引資格の追加を含む。）した場合及び取引資格の一部を喪失した場合における当該取得日又は喪失日の属する事業年度

当該取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、当社がその都度定める額。ただし、当社は、当該取引資格を付与した後、当該取引参加者の取引の実態に照らして、取引参加者保証金の額が明らかに不十分であると認められるときは、これを変更することができる。

- 2 当社は、業務規程第 127 条の規定に基づき、取引参加者が他の取引参加者の地位の承継を行った場合、当該他の取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、取引参加者保証金の額を変更することができる。
- 3 新事業年度の取引参加者保証金の額については、当社が定める日から適用するものとする。

(消費税等)

第 15 条 本細則に定める取引参加料等に関し、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）相当額を外税方式で徴収する。ただし、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者については除く。

(改廃)

第 16 条 本細則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

附 則

第 1 条 本細則は、平成 21 年 5 月 7 日に施行する。

第 2 条 平成 21 年 5 月 7 日から平成 21 年 9 月 30 日までに成立した白金ミニ取引及び金オプション取引以外に係る売買約定に係る定率参加料は、第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、金ミニ取引にあつては売又は買 1 枚につき 14 円、その他の商品にあつては売又は買 1 枚につき 46 円とする。

第 3 条 平成 21 年 5 月 7 日から平成 22 年 3 月 31 日までに成立した白金ミニ取引に係る売買約定に係る定率参加料は、第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、売又は買 1 枚につき 9 円とする。

第 4 条 平成 21 年 9 月までの間の取引高の状況によっては、本所は、第 4 条に規定する定率参加料の額の引下げを検討する。

附 則

第 1 条 平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに成立した金ミニ取引に係る売買約定に係る定率参加料は、第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、売又は買 1 枚につき 14 円とする。

第 2 条 前条の規定は、平成 21 年 9 月 15 日に施行する。

附 則

第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の変更規定は、平成 21 年 10 月 20 日に施行する。

附 則

第4条及び第7条の変更規定は、平成21年11月17日に施行する。

附 則

第2条、第5条、第6条、第7条及び第9条の変更規定は平成22年7月20日に施行し、第4条の変更規定は中京石油を上場商品として上場する旨の業務規程の変更が効力を生ずる日（平成22年10月4日）から施行する。

附 則

第4条の2及び第7条の2の新設規定、並びに第5条の変更規定は、平成23年3月1日に施行する。

附 則

第1条、第2条、第3条、第4条、第4条の2、第4条の3、第5条、第7条、第7条の2及び第7条の3の変更規定は、平成23年12月19日に施行する。

附 則

第1条 農産物・砂糖市場開設と同時に農産物・砂糖市場の受託取引資格を取得する場合にあつては、第2条第1号の規定にかかわらず、受託取引資格に係る取引資格取得料は500万円とする。

第2条 農産物・砂糖市場開設と同時に農産物・砂糖市場の市場取引資格を取得する場合にあつては、第2条第1号の規定にかかわらず、市場取引資格に係る取引資格取得料は100万円とする。

第3条 農産物・砂糖市場開設と同時に農産物・砂糖市場の遠隔地市場取引資格又は一般取引資格を取得する場合にあつては、第2条第2号の規定にかかわらず、遠隔地市場取引資格及び一般取引資格に係る取引資格取得料は、零とする。

第4条 平成25年2月12日から3月31日までの間、農産物・砂糖市場に係る定額参加料は、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、零とする。

第5条 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、農産物・砂糖市場に係る定額参加料は、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 受託取引参加者 | 半期15万円 |
| (2) 前号に掲げるもの以外の取引資格 | 半期5万円 |

第6条 平成25年2月12日から平成26年3月31日までに成立した大豆及び粗糖に係る売買約定に係る定率参加料は、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、売又は買1枚につき32円とする。

第7条 平成25年2月12日から平成26年3月31日までの間、大豆、小豆及びとうもろこしの受渡しに係る定率参加料は、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、受又は渡

1枚につき99円とする。

第8条 第4条及び第6条の変更規定並びに附則第1条から第7条の新設規定は、平成25年2月12日に施行する。

附 則

第2条及び第4条の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附 則

第4条の変更規定は、平成27年4月1日に施行する。

附 則

第4条の変更規定は、平成27年5月7日に施行する。

附 則

第4条及び第7条の変更規定は、平成28年1月4日に施行する。

附 則

第4条の変更規定は、平成28年4月1日に施行する。

附 則

第4条、第7条及び第8条の変更規定は、平成28年7月25日に施行する。

附 則

第1条 第4条の3（移管手数料）及び第7条の3（移管手数料の納入）の新設規定並びに第4条の2（過去に遡ったギブアップ等に係る手数料）、第4条の3（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料）、第7条（取引参加料の納入）、第7条の2（過去に遡ったギブアップ等に係る手数料の納入）及び第7条の3（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料の納入）の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 平成21年5月7日付本細則施行時の附則中第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

第1条 第2条（取引資格取得料）、第4条（取引参加料）、第6条（取引資格取得料及び名義変更手数料の納入）、第7条（取引参加料の納入）、第7条の2（ギブアップ手数料の納入）及び第7条の4（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料の納入）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日前において市場取引参加者であった者は、施行

日以後は第2条第2号に規定する「条件適合者」とみなす。

附 則

第1条 第1条（目的）、第2条（取引資格取得料）、第3条（名義変更手数料）、第4条（取引参加料）、第4条の2（ギブアップ手数料）、第4条の3（移管手数料）、第4条の4（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料）、第7条（取引参加料の納入）、第7条の2（ギブアップ手数料の納入）、及び第9条（取引参加料の納入）の変更規定は、平成29年4月1日に施行する。

第2条 前条にかかわらず、第4条第1項第2号ニ及び第4条の2第2項第2号の白金限日取引に係る変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

第3条 第1条にかかわらず、第4条第1項第2号ハの石油市場における現金決済先物取引のうち取引単位を10キロリットルとするガソリン、灯油及び軽油に係る変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附 則

第4条（取引参加料）の変更規定及び別表の新設は、平成29年5月8日に施行する。

附 則

第1条 第2条（取引資格取得料）第4条（取引参加料）及び第6条（取引資格取得料及び名義変更手数料の納入）の変更規定は、平成29年10月23日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日前において、受託取引参加者、条件適合者（業務規程第94条に規定する取引参加者の条件を満たす者及び満たす予定の者をいう。）たる市場取引参加者、遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者のいずれにも該当しない取引参加者の定額参加料については、ゴム市場、貴金属市場、石油市場及び農産物・砂糖市場の各商品市場につき月額1万円、中京石油市場については月額0.5万円とする。

附 則

第4条（取引参加料）、第4条の2（ギブアップ手数料）、第6条（取引資格取得料及び名義変更手数料の納入）、第7条（取引参加料の納入）、第7条の2（ギブアップ手数料の納入）及び別表の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附 則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

附 則

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。

別紙（第7条、第13条関係）

システム利用料の額

1 第7条に規定するシステム利用料（月額）の額は、次の各号に定める額の合計額とし、用語の意義については、「接続仕様解説書」に定めるところによるものとする。

(1) 本番環境

イ サブ参加者コードは3個（管理サブ参加者1、通常サブ参加者コード2）まで、ユーザIDは8個（売買（管理）1、Trade Guard4、端末2、売買1）まで0円とする。

ロ イを超える個数の参加者コード、ユーザIDを利用する場合の利用料は、以下のとおりとする。また、マーケット・メーカー（以下この別紙において「MM」という。）は、MM用の通常サブ参加者コードを取得しなければならない。

項目		料金（月額）	備考	
通常サブ参加者コードの追加（Self Trade Prevention機能を利用する場合を含む。）		5,000円	3個目から課金（2個は0円）。 なお、管理サブ参加者コードの追加はできない。	
ユーザIDの追加	管理サブ参加者	売買（管理）	10,000円	2個目から課金（1個は0円）。
		Trade Guard	—	Trade Guardの追加はできない（4個は0円）。
	通常サブ参加者	端末	18,000円	3個目から課金（2個は0円）。
		売買	10,000円	2個目から課金（1個は0円）。
	高頻度売買（MMを含む。）	28,000円	1個目から課金。	

(2) テスト環境におけるテスト機利用料

テスト環境におけるテスト機利用料は以下のとおりとする。

なお、テスト環境は平日のみ接続可能とし、Trade Guard及び相場ユーザのみの利用の場合、0円とする。

システム名	項目	料金（月額）
J-GATE	基本料金（ID10個含む）	50,000円
	ID11個目以降、ID1個毎に	10,000円

(3) Target 利用料

Target IDは2個まで0円、2個を超える部分については、月額2,000円とする。

2 各種料金の支払先及び課金時期については、次の各号の区分に応じ、以下のとおりとする。

(1) 本番環境

追加サブ参加者コード及びユーザID利用料については、当社に対し、本番稼働後、当月分を当月末までに当社が指定する方法により支払うものとする。

(2) テスト環境

テスト機利用料については、当社に対し、利用開始後、当月分を翌月末までに当社が指定する方法により支払うものとする。

(3) Target 利用料

Target 利用料については、当社に対し、利用開始後、当月分を当月末までに当社が指定する方法により支払うものとする。